平成２３年（フ）第２１５号
茨城県桜川市東桜川２丁目41番地　レオパレス東桜川201号室、住民票上の住所茨城県笠間市箱田1034番地
債務者　大久保　祐
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
茨城県水戸市堀町2200番地の３　第１川崎ハイツ201号
債務者　寺門　秀徳
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２２０号
茨城県ひたちなか市大字田彦940番地の38県営田彦アパート７―302
債務者　小林貴代志
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
茨城県水戸市見川５丁目139番地の23
債務者　太田　孝信
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
茨城県土浦市西根南１丁目12番３号
債務者　鈴木　洋子（旧姓傳田）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
茨城県土浦市木田余西台11番10号　小野住宅
債務者　木村　　正
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県稲敷郡阿見町大字曙434番地１県営阿見アパート３－３－２
債務者　髙部　矩子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９号
茨城県稲敷郡阿見町住吉２丁目12番地13
債務者　石島　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
茨城県つくば市観音台１丁目22番地７　キャノン21―105号
債務者　木村　敏雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９号
茨城県石岡市府中５丁目１番37号
債務者　濱　　真美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
茨城県つくば市谷田部乙2226番地　５棟302号
債務者　荒井　輝子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
富山県下新川郡入善町横山617番地１
債務者　松下九州男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１０１号
金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅12棟208号
債務者　鶴岡　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
石川県小松市安宅町甲10番地　市営木曽町住宅58棟132号室、従前の住所石川県小松市島町ル100番地47
債務者　山村　　実
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１６８号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居836番地
債務者　中山　宏美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長野県上田市材木町１丁目２番14号、住民票上の住所長野県上田市中央４丁目２番16号
債務者　関口　敏男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１０号
長野県茅野市豊平7902番地
債務者　永由　照幸
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部